

Ⅲ 学校施設のめざすべき姿

本市教育委員会で策定した「平成 29 年度教育委員会事務局運営方針」具体的取組の 1 つとして、「学校施設の老朽化への対応」について、“安全・安心・良好な教育環境の確保に向け、施設の更新・維持管理に係る事業費の縮減や平準化に努めながら学校施設の整備を行う”と定めています。その実現のため、学校施設の実態や課題を踏まえ、本計画において、これから学校施設がめざすべき姿として次の項目を設定し、学校施設整備の方針を定めます。

1. 安全・安心な教育環境の確保

学校施設は幼児・児童・生徒の安全確保および非常災害時における市民の避難所としての役割も果たす施設であるため、安全・安心な施設環境を確保することが必要です。

本市では、学校施設の耐震化や吊天井の落下防止対策工事はすでに完了しており、経年劣化による外壁・屋上防水の改修及びトイレ改修等施設の大規模改修や空調設備の更新、プールの建替や給配水管・電気・防災等の各種設備の安全対策などが必要な状況にあります。

2. 学習・生活環境の質的向上

学校施設は、こどもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であるため、充実した教育活動を十分に展開できるよう、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものとする必要があります。

さらに、近年の学校施設は、教育内容の充実や多様化への対応が求められており、情報教育環境の整備やバリアフリー等、時代に即した機能的な教育環境を確保することが必要です。

3. 教職員の校務負担の軽減に配慮した改善

校務の情報化により効率的に校務が遂行できるようになれば、教職員が児童や生徒の指導に対してより多くの時間を割くことが可能となります。また、各種情報の分析や共有により、今まで以上に細部まで行き届いた学習指導や生徒指導等の教育活動が実現できるなど、教育活動の質の改善を図ることができます。

こうした業務の軽減と効率化及び、教育活動の質の改善を図るためには、ICT を有効に活用できる環境をより一層整備する必要があります。

4. 地域に開かれた学校園とするための環境の整備

学校施設は、地域住民の生涯学習活動の拠点としての役割を果たし、地域生涯学習の推進及び教育コミュニティづくりの中心となる施設でもあるため、より地域に開かれた学校園とするための環境の整備が必要です。

地域の実情やニーズ等を踏まえて、生涯学習や学校教育を支援する取組を核としながら、学校園、家庭、地域が一体となった教育コミュニティづくりがすすむように、それらの取組による学校施設の利用にかかる動線の確保等、備品の整備・管理など、より地域に開かれた学校とするための環境を整えることが必要です。